

国民保護計画にNO！ 地域から平和の構築を！

6・18全国ネットシン

今春の条例制定運動は、いずれも法定数を突破！舞台は議会へ

今春の無防備地域宣言署名運動は、首都圏3市・区と沖縄・竹富町がいずれも法定数を大きく上回る署名数を獲得し、市民の平和力の大きさをあらためて確認することとなった。

沖縄・竹富町は、有権者の三人に一人が署名という勢いだ。七つの島をくまなくまわった受任者の方々の思いが伝わってくる。(市川市～4/22に12,550筆提出 有効数11,119筆 日野市～5/12に6,189筆提出 沖縄竹富町～4/28に1,152筆提出 国立市～署名数は最終日法定数の4倍を超える大田区～署名期間1週間を残し法定数を越える)

舞台は議会に移る。「憲法の条を実現する非戦の地域をつくる」という市民の意思表示を市長や議会は「国防は、国の専管事項」と逃

げることは許されない。

国民保護計画づくりも市町村へ移り、市民の反撃が始まっている。

市町村の国民保護協議会で計画策定に向け審議が始まっている。国から提示された市町村「国民保護計画モデル案」では、「空襲」も「着上陸攻撃」も想定から除外され、「対テロ」のみ強調されている。その対策は市民の犠牲を前提として、被害が出てからの対応を記しているにすぎない。一方で住民が自発的に戦時態勢に協力するよう「研修会や訓練」の必要性を強調している。

このような市民の犠牲を前提とした「保護計画」では市民の安全も地域の平和も守れるはずがない。大阪市・枚方市・大津市等では、危機管理室など担当部局と交渉を持って、「自衛隊の住民避難への関

与は国際人道法違反」「国際人道法に熟知したメンバーを委員にすること」等の要請を行ってきた。

また、市民への国民保護法の危険性を訴えるビラ配布、国際人道法を周知させ有事訓練をしないことを求める「署名等の取り組みが継続されている。岐阜県多治見市では、協議会委員の公募を発表し、「自衛隊に所属するものを任命しません」と明記している。

今後、国のモデル案に沿った国民保護法による軍の論理」を優先した保護計画作りではなく、「人類の良識である国際人道法の住民保護の理念」を発展させる立場に立つことを、市町村に迫る必要がある。

地域のネットワークを大切に、国民保護計画づくりに具体的反論を！ 市町村議会で、地域で！

私たちは、この2年間無防備地域宣言運動の中で大きなネットワークをつくり出してきた。

多くの議員の協力を得、そして何よりも25万を超える署名の意志表示があった。この蓄積の力で保護計画作りそのものに反対する、

計画の内容に反論をしていく…

etc. 具体的な声を上げていくことが何より必要とされている。

6月18日の全国ネットシンポジウムに、より多くの協力者・議員の参加を！

シンポジウムでは、国民保護法の法的根拠、無防備運動、国際人道法との関係など、多方面からの討議交流を企画している。

国民保護法の問題点を具体的に明らかにし、自衛隊・警察と市民が一体化したコミュニケーションの危険性、国際人道法の市民保護(軍と市民の区別)の到達点を共有化する。

そして、保護計画案への対案として、市民の側から広く国際人道法の文民保護の理念を活用し、軍隊を入れない、軍事に頼らない、非戦・無防備の地域をつくる無防備地域宣言運動を広げる意義を共有したい。

6月18日のシンポジウムへ多くの方の参加を！

(午後二時より、大阪市中央区 エル大阪にて)

パネラー紹介



地球上の生命は全て同じ...
全てが生きる権利を持っている
黒田征太郎

西 晃さん(弁護士)

沖縄県民保護を本気で口にするのであれば、有事にならないことを真剣に考えるときにも、県内の米軍基地の整理・統合、そして縮小を最優先で検討することが絶対不可欠である。これを抜きに県民保護を考えることはあり得ない。米軍基地の縮小(ひいては撤廃)こそが真の県民保護である。何が真の住民保護なのか、それを真剣に考えること。平和をつくるために今私達に求められていること。その極めて貴重な題材が沖縄から与えられているのだと思う。(基地の沖縄と住民保護)「自由法曹団」「国民保護計画」プロジェクトより)

上原公子さん(国V市長)

市長の使命は、普通の人ががんばっていく民主主義の土台をつくることであり、市民参加と自治の経験を経た人づくりだと思います。その理念は、毎年3月議会で発表する「施政方針」に必ず表現するようにしています。近代の戦争では兵士だけでなく、死ぬのは市民です。人が死ぬだけで人が生きる環境を徹底的に破壊してしまうのが戦争です。絶対に戦争をしてはいけない、ということが原点です。

(市民参加でまちを変えよう会のホームページの市民参加が町の魅力をつくらから)

家 正治さん(姫路獨協大学教授)

姫路獨協大学の家正治教授は現代国際法の最大の特徴が戦争の違法化にあることを強調した。米英両国は自衛権を根拠に軍事攻撃を行なったがそれは自衛権発動への三つの要件(必要性・緊急性・均衡性)のすべてを欠くものであり、「自衛権を根拠にして正当化できない」と断罪。テロ直後の国連安保理決議にも、本文中に個別国家の武力行使を容認している文言はない」と違法性を指摘した

(アフガニスタン国際戦犯民衆法廷 第四回公聴会報告より)



5/12 日野市署名提出

日時: 6月18日(日) 14:00~

場所: エル大阪708号 参加費1000円(学生等500円)

西 晃(弁護士)

「有司法制・国民保護法の狙い」

上原公子(国立市長)

「国民保護計画で市民は守れない」

家正治(姫路獨協大学法学部教授)

「国際人道法と市民保護」

無防備地域宣言運動全国ネットワーク 「無防備地域宣言運動の現状と意義」

・質疑 各地域、地方議員からの意見表明・報告

